

法務省民二第237号

平成26年4月1日

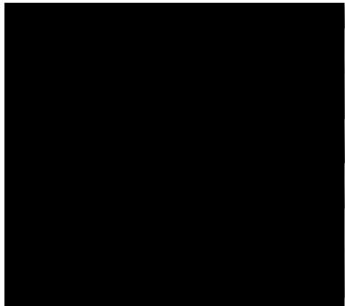
法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る  
証明書の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり金融庁総務企画局長，厚生労働省労働基準局長及び  
農林水産省経営局長から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされまし  
たので，貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，本件は，平成23年8月4日付け法務省民二・民商第1834号当職依命通知  
における従前の様式を変更又は廃止するものです。



金 総 第 1 3 4 7 号  
基 発 第 0 4 0 1 第 1 6 号  
平 成 2 5 経 営 第 3 9 5 2 号  
平 成 2 6 年 4 月 1 日

法 務 省 民 事 局 長 殿

金 融 庁 総 務 企 画 局 長

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

農 林 水 産 省 経 営 局 長

租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る証明書の様式について

標記の件について、所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年財務省令第28号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の2に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）第5条第1項（同法附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第17条第1項（同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定又は同法第9条第1項（同法附則第8条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第19条第1項（同法附則第9条第3項の規定により適用される場合を含む。）の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書を別添のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。差し支えないければ、その旨、貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、内閣総理大臣、内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は内閣総理大臣及び農林水産大臣であるので、念のため申し添えます。

新

旧

(廃止)

様式第一 (第80条の2第1項第1号、第2号又は第3号関係)

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店の所在地  
商 号  
代表者の資格及び氏名

印 (注1)

下記事項が租税特別措置法第80条の2第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第1項の規定による証明を受けたので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)

2. 登記事項の内容 (注3)

3. 登記予定年月日  
年 月 日

4. 租税特別措置法第80条の2第1項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条 (第6条第1項) の認定経営基盤強化計画 (変更後の認定経営基盤強化計画) に係る  
主務大臣の認定年月日  
年 月 日  
提出年月日  
年 月 日

5. 認定経営基盤強化計画 (変更後の認定経営基盤強化計画) 中登記事項の該当する箇所 (注4、5)

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第1項に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣 名

印

(注1) 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。  
 なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の役職及び氏名を記載する。

(注3) 次の例により記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしない。

(1) 第1号に係る登記の場合  
 ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））

(2) 第2号に係る登記の場合

① 新設合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）と  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の新  
 設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○  
 ○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加  
 する資本金の額は○○円）  
 ② 吸収合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）を吸  
 収合併し、存続会社である○○株式会社は新たに株式を発行することによる資本金の  
 額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

(3) 第3号に係る登記の場合

① 新設分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）の  
 新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締  
 役○○○○）の設立  
 ② 吸収分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）か  
 らの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○県○○市○○○、代表取  
 締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増  
 資、増加する資本金の額○○円）

(注4) 該当する条項等以外は削除して記載する。

新

旧

(注5) 次の例により記載する。  
2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の○-○-○(当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-(1))等に記載されている。

(廃止)

様式第二 (第 80 条の 2 第 1 項第 4 号、第 5 号又は第 6 号関係)

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店又は主たる事務所  
の所在地  
商 号 又 は 名 称  
代表者の資格及び氏名 印 (注 1)

下記事項が租税特別措置法第 80 条の 2 第 1 項第 0 号に該当するものであることにつき、同法  
施行規則第 30 条の 3 第 1 項の規定による証明を受けたので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人 (登記権利者)

本店又は主たる事務所の所在地

商号又は名称

(2) 譲渡人 (登記義務者)

本店又は主たる事務所の所在地

商号又は名称

2. 登記事項の内容

3. 登記予定年月日

(注 2)

4. 租税特別措置法第 80 条の 2 第 1 項に規定する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別  
措置法第 3 条 (第 6 条第 1 項) の認定経営基盤強化計画 (変更後の認定経営基盤強化計画)  
に係る

主務大臣の認定年月日

年 月 日

提出年月日

年 月 日

(注 3)

5. 認定経営基盤強化計画 (変更後の認定経営基盤強化計画) 中登記事項の該当する箇所

6. 不動産の表示 (別紙)

7. 分割の場合、分割年月日

年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第 80 条の 2 第 1 項に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣 名 印

【組織再編成特別措置法用様式】

(注1) 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。  
 なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 次の例により、所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

(1) 第4号又は第6号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併（新設分割）による所有権（抵当権）移転
- ② ○○株式会社が○○株式会社を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた合併による所有権（抵当権）移転
- ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金○○億円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割による所有権（抵当権）移転
- ④ 平成○年○月○日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との吸収合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

(2) 第5号に係る登記の場合

- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ② 平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
- ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

(注3) 該当する条項等以外は削除して記載する。

(注4) 次の例により記載する。

- 2. に記載する登記事項は○○○号により主務大臣の認定を受けた経営基盤強化計画の○○-○○-○○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-1（1））等に記載されている

(別紙)  
1. 土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

【注1】 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に  
合わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

【注1】 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項  
証明書の記録に合わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。



新

旧

様式第1号 (第80条の2第1号、第2号又は第3号関係)

様式第1号 (第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号、第2号又は第3号関係)

租税特別措置法適用証明申請書

租税特別措置法適用証明申請書

主務大臣 名 殿

主務大臣 名 殿

本店の所在地  
商 号  
代表者の資格及び氏名

本店の所在地  
商 号  
代表者の資格及び氏名

印 [注1]

印 [注1]

下記事項が租税特別措置法第80条の2第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第1項の規定による証明を受けたので申請します。

下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第3項の規定による証明を受けたので申請します。

記

記

1. 登記申請人

2. 登記事項の内容

3. 登記予定年月日

[注2]  
[注3]

[注2]  
[注3]

4. 租税特別措置法第80条の2に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項(第9条第1項又は第19条第1項)の経営強化計画(変更後の経営強化計画)に係る  
主務大臣の決定(承認)の年月日

4. 租税特別措置法第80条の2第2項第1号(第2号)に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項(第9条第1項又は第19条第1項)の経営強化計画(変更後の経営強化計画)に係る  
主務大臣の決定(承認)の年月日

提出年月日

年 月 日

[注4]

[注4]

5. 経営強化計画(変更後の経営強化計画) 中登記事項の該当する箇所

[注4、5]

[注4、5]

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第○号に該当するものであることを証明します。

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることを証明します。

番 年 月 日 号  
主務大臣名

印

番 年 月 日 号  
主務大臣名

印

【注1】 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。  
 なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

【注2】 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

【注3】 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

- (1) 租税特別措置法第80条の2第1号に係る登記の場合  
 ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社（共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））

(2) 同条第2号に係る登記の場合

- ① 新設合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）
- ② 吸収合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

(3) 同条第3号に係る登記の場合

- ① 新設分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立
- ② 吸収分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

【注4】 該当する条項等以外は削除して記載する。

【注1】 登記申請人である会社の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。  
 なお、会社の設立の場合においては、設立される会社の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する会社（新設合併のときは、消滅する会社も連名で記載することを要す。）の本店の所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

【注2】 登記申請人である会社の本店の所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

【注3】 例えば、次のとおり記載し、資本金や増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

- (1) 租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第1号に係る登記の場合  
 ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社（共同出資（出資比率は各社○○パーセント）による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立（又は資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円））

(2) 同条第2項において準用する同条第2号に係る登記の場合

- ① 新設合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）と○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の新設合併による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立（そのうち、○○株式会社が新たに株式を発行することにより、増加する資本金の額は○○円）
- ② 吸収合併の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）が○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）を吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

(3) 同条第2項において準用する同条第3号に係る登記の場合

- ① 新設分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の新設分割による○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）の設立
- ② 吸収分割の場合  
 ○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）からの吸収分割により○○株式会社（資本金○○円、本店○○市○○区○○市○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（○月○日の増資、増加する資本金の額○○円）

【注4】 該当する条項等以外は削除して記載する。

また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項又は同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合、「租税特別措置法第80条の2」に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第○条第○項の規定により読み替えて適用される同法第○条第1項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る」に書き換えて記載する。

〔注5〕 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-（1））等に記載されている。

また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第8条第3項又は同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合、「租税特別措置法第80条の2」第2項第○号に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第○条第○項の規定により読み替えて適用される同法第○条第1項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る」に書き換えて記載する。

〔注5〕 例えば、次のとおり記載する。

2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-（1））等に記載されている。

新

様式第2号 (第80条の2第4号、第5号、第6号、第7号又は第8号関係)

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店又は主たる事務所の所在地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 の 資 格 及 び 氏 名  
印 [注1]

下記事項が租税特別措置法第80条の2第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第1項の規定による証明を受けたので申請します。

記

1. 登記申請人 (登記権利者)  
(1) 譲受人 (登記権利者)  
本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
(2) 譲渡人 (登記義務者)  
本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称
2. 登記事項の内容 [注2]
3. 登記予定年月日 年 月 日
4. 租税特別措置法第80条の2に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項 (第9条第1項又は第19条第1項) の経営強化計画 (変更後の経営強化計画) に係る主務大臣の決定 (承認) の年月日  
提出年月日 年 月 日 [注3]
5. 経営強化計画 (変更後の経営強化計画) 中登記事項の該当する箇所 [注3、4]
6. 不動産の表示 (別紙)

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第○号に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣名  
印

旧

様式第2号 (第80条の2第2項において準用する同条第1項第4号、第5号又は第6号関係)

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本店又は主たる事務所の所在地  
商 号 又 は 名 称  
代 表 者 の 資 格 及 び 氏 名  
印 [注1]

下記事項が租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の3第3項の規定による証明を受けたので申請します。

記

1. 登記申請人 (登記権利者)  
(1) 譲受人 (登記権利者)  
本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称  
(2) 譲渡人 (登記義務者)  
本店又は主たる事務所の所在地  
商号又は名称
2. 登記事項の内容 [注2]
3. 登記予定年月日 年 月 日
4. 租税特別措置法第80条の2第2項第1号 (第2号) に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項又は第17条第1項 (第9条第1項又は第19条第1項) の経営強化計画 (変更後の経営強化計画) に係る主務大臣の決定 (承認) の年月日  
提出年月日 年 月 日 [注3]
5. 経営強化計画 (変更後の経営強化計画) 中登記事項の該当する箇所 [注3、4]
6. 不動産の表示 (別紙)
7. 分割の場合、分割年月日 年 月 日

上記事項は、租税特別措置法第80条の2第2項において準用する同条第1項第○号に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日  
主務大臣名  
印

[注1] 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。  
なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注2] 例えば、次のとおり所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

- (1) 租税特別措置法第80条の2第4号、第5号、第7号又は第8号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併（新設分割）による所有権（抵当権）移転
  - ② ○○株式会社が○○株式会社の吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる所有権（抵当権）移転
  - ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金○○億円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割による所有権（抵当権）移転
  - ④ 平成○年○月○日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との吸収合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

- (2) 同条第6号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
  - ② 平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
  - ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

[注3] 該当する条項等以外は削除して記載すること。

また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律別第8条第3項又は同法別第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合、「租税特別措置法第80条の2」に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律別第○条第○号の規定により読み替えて適用される同法第○条第1項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る」に書き換えて記載する。

[注4] 例えば、次のとおり記載する。  
2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-（1））等に記載されている。

[注1] 登記申請人である法人の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載し押印する。  
なお、法人の設立の場合においては、設立される法人の表示並びに代表者となる者の資格及び氏名を記載する。また、合併による設立の場合には、合併により存続する法人（新設合併のときは、消滅する法人も連名で記載することを要す。）の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

[注2] 例えば、次のとおり所有権又は抵当権の移転の原因及び年月日を記載する。

- (1) 租税特別措置法第80条の2第2項において適用する同条第1項第4号又は第5号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社と○○株式会社の新設合併（新設分割）による○○株式会社の設立（又は資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた合併（新設分割）による所有権（抵当権）移転
  - ② ○○株式会社が○○株式会社の吸収合併し、存続会社である○○株式会社が新たに株式を発行することによる所有権（抵当権）移転
  - ③ ○○株式会社からの吸収分割による○○株式会社（資本金○○億円、本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成○年○月○日に行われた分割による所有権（抵当権）移転
  - ④ 平成○年○月○日に行われた農林中央金庫と○○信用農業協同組合連合会との吸収合併によって農林中央金庫が取得した所有権（抵当権）移転

- (2) 同条第2項において適用する同条第1項第5号に係る登記の場合
- ① ○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資による○○株式会社の設立（又は、資本金若しくは出資金の額の増加）の場合における、平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
  - ② 平成○年○月○日に行われた現物出資（売買）等による抵当権移転
  - ③ 農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が○○信用農業協同組合連合会（○○農業協同組合）からの事業譲渡（信用事業の全部（又は一部）の譲受け）によって農林中央金庫（○○信用農業協同組合連合会）が取得した抵当権移転

[注3] 該当する条項等以外は削除して記載すること。

また、該当する条項において金融機能の強化のための特別措置に関する法律別第8条第3項又は同法別第9条第3項の規定により読み替えて適用される場合、「租税特別措置法第80条の2第2項第○号」に規定する金融機能の強化のための特別措置に関する法律別第○条第○号の規定により読み替えて適用される同法第○条第1項の経営強化計画（変更後の経営強化計画）に係る」に書き換えて記載する。

[注4] 例えば、次のとおり記載する。  
2. に記載する登記事項は○第○○号により主務大臣の決定を受けた経営強化計画の○-○-○（当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-別表6-（1））等に記載されている。

新

旧

(別紙)  
1. 土地

(別紙)  
1. 土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

【注1】 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合  
わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

【注1】 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証  
明書の記録に合わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

所在	地番	地目	地積	権利の種類

【注1】 「所在」、「地番」、「地目」、及び「地積」欄は、いずれも登記事項証明書の記録に合  
わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

2. 建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

【注1】 「所在」、「家屋番号」、「種類」、「構造」及び「床面積」欄は、いずれも登記事項証  
明書の記録に合わせて記載する。  
【注2】 「権利の種類」欄は、所有権、根抵当権又は抵当権の別を記載する。

法務省民二第236号

平成26年4月1日

金融庁総務企画局長 殿  
厚生労働省労働基準局長 殿  
農林水産省経営局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の2の規定に基づく登録免許税の税率の軽減措置に係る  
証明書の様式について (回答)

本日付け金総第1347号, 基発第0401第16号及び平成25経営第3952号  
をもって照会のありました標記の件については, 貴見のとおり取り扱われて差し支えあ  
りません。

なお, この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので, 申し添えます。